個表番号: 2-① 法令名: 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使	国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
143①	個人施行者、防災街区整備事業組合又は事業会社が施行する防災街区整備事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(※129②において128①を準用する場合、157②において143①を準用する場合、172②及び175②において171①を準用する場合を含む。)						事後報告	21	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第306条の規定により、都道府県知事が行った審査請求の裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った事業の認可につき、把握する必要があるため。なお、義務付け・枠付け第3次見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。
	市町村又は市のみが設立 した地方住宅供給公社が 施行する防災街区整備事 業の施行地区及び設計の 概要を表示する図書の受 理(※184において183①を 準用する場合、188③④に おいて143①を準用する場 合を含む。)						事後報告	21	国土交通大臣は、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社の事業施行に対し、報告、勧告及び是正の要求等を行う立場にあることから、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が行った事業につき、把握する必要があるため。なお、義務付け・枠付け第3次見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。

個表番号: 2-① 法令名: 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使	国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
179① 188①	都道府県が施行する防災 街区整備事業の設計概要 の認可(※184において準 用する場合を含む。)又は 都道府県が設立した地方 住宅供給公社が施行する 防災街区整備事業の認可						事後報告	21	国土交通大臣は、都道府県及び都道府県が設立した地方住宅供給公社の事業施行に対し、報告、勧告及び是正の要求等を行う立場にあり、また、法第306条の規定により、都道府県及び都道府県が設立した地方住宅供給公社が行った処分について審査請求を行うことから、都道府県及び都道府県が設立した地方住宅供給公社が行った事業につき、把握する必要があるため。なお、義務付け・枠付け第3次見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。
268① 272①②	都道府県又は市町村に対する報告若しくは資料の提出の要求、勧告、助言又は援助 都道府県又は市町村に対する是正の要求	自治 法定受託		この法律の施行に関し必要な勧告等を行うことは、法の解釈や運用等について、全国統一的な観点から行うものであり、本来国においてその処理を行うべきであるため。					

### 個表番号: 2-個 法令名: 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務(	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
52①	事業計画の認可 (都府県が施行する住宅街 区整備事業)						事後報告	<b>2</b> 1	国土交通大臣は、法第96条の規定により、施行者である都道府県に対し、 是正の要求等を行う立場にあり、また、本項の事務が広域的実施体制に 移譲された場合、都道府県がした処 分に対する再審査請求の審査を行う ことが想定されるため、広域的実施体 制が行った都道府県施行事業の認可 につき、把握する必要がある。
58① 59⑪	施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社が施 行する住宅街区整備事業)						事後報告	21	国土交通大臣は、本項の事務が広域 的実施体制に移譲された場合、地方 住宅供給公社がした処分に対する再 審査請求の審査を行うことが想定され るため、広域的実施体制が行った地 方住宅供給公社施行事業の認可につ き、把握する必要がある。
5914	施行規程等の変更認可等 (地方住宅供給公社が施 行する住宅街区整備事業)						事後報告	<b>2</b> 1	国土交通大臣は、本項の事務が広域 的実施体制に移譲された場合、地方 住宅供給公社がした処分に対する再 審査請求の審査を行うことが想定され るため、広域的実施体制が行った地 方住宅供給公社施行事業の変更認 可につき、把握する必要がある。
95①	報告徴収、勧告等	<del>自治</del> 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため。					
99	技術的援助の求めを受けること	<del>自治</del> 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため。					

個表番号: 2-21 法令名: 新都市基盤整備法(S47法86)

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務の	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使	国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
7①	申請書の受理 (都道府県が施行する新都 市基盤整備事業)	<del>自治</del> 法定受託		都市計画法第59条第2項の都市計画 事業の認可等に付随する事務であり、 都市計画事業の認可と同様の整理と して法定受託事務とする必要がある。					
	施行者である都道府県に対し、必要な措置を講ずべきことを求めること	<del>自治</del> 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため		国においてその処理を特に確保する 必要があるため			
61	報告徴収、勧告等 (都道府県が施行する新都 市基盤整備事業)	<del>自治</del> 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため					

個表番号: 2-② 法令名: 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(S45法136)

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務	の区分()	去定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
40 <b>ග</b> 2②	油濁防止緊急措置手引書等の作成等を命ずること				0	OPRC-HNS議定書において、締約政府は、汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的体制を確保しなければならないこととされている。その担保手段として国内法で規定している油濁防止緊急措置手引書の作成命令等については、広域的実施体制に事務を移譲した場合にも、条約に即した国内体制を国として責任を持って確保する必要があるため。	事後報告		広域的実施体制に事務を移譲した場合にも、条約に即した国内体制を国として責任を持って確保する観点から、 広域的実施体制による事業者への命令等の状況を把握しておくことが必要である。
48④	報告徴取 (油濁防止緊急措置手引書 等の作成等)				0	同上	事後報告		同上
48⑦	油濁防止緊急措置手引書 の検査等				0	同上	事後報告		同上
49 <i>0</i> 02	必要な指導、助言及び勧 告				0	同上	事後報告		同上

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
7 <b>の</b> 15 ①	都道府県知事から図書等 の送付を受けること (個人施行の認可)						事後報告	<b>2</b> 1	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあることから、当該認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。
19①	都道府県知事から図書等 の送付を受けること (組合の設立の認可)						事後報告	21	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、組合施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った組合施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。
⟨19①⟩	都道府県知事から図書等 の送付を受けること (組合の定款等の変更の認 可)※38②において準用						事後報告	<b>2</b> 1	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、組合施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った組合施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
⟨19①⟩	都道府県知事から図書等 の送付を受けること(市の みが設立した地方住宅供 給公社に係る施行規程等 の認可等)※58③④におい て準用						事後報告	21	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、地方住宅供給公社施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った地方住宅供給公社施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。
50 <b>の</b> 8	都道府県知事から図書等 の送付を受けること (再開発会社の市街地再開 発事業施行の認可)						事後報告	<b>2</b> 1	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、再開発会社施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った再開発会社施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
〈50の 8〉	都道府県知事から図書等 の送付を受けること(再開 発会社の合併等の認可)※ 50の12②において準用						事後報告	21	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、土地区画整理会社施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことが、都道府県知事が行った組合施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。
51①	設計概要の認可(都道府県 の市街地再開発事業)						事後報告	21	国土交通大臣は、法第126条第1項の規定により、施行者である都道府県に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、本項の事務が広域実施体制に移譲された場合、都道府県がした処分に対する再審査請求の審査を行うことが想定されるため、広域実施体制が行った都道府県施行事業の認可につき、把握する必要がある。
<51①>	設計概要の認可(都道府県 の市街地再開発事業の事 業計画変更)※56①におい て準用						事後報告	21	国土交通大臣は、法第126条第1項の規定により、施行者である都道府県に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、本項の事務が広域実施体制に移譲された場合、都道府県がした処分に対する再審査請求の審査を行うことが想定されるため、広域実施体制が行った都道府県施行事業の変更認可につき、把握する必要がある。

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
55①	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること(51①の認可時)・都道府県知事から図書等の送付を受けること(市町村施行の事業計画の設計概要の認可)						事後報告 (図書の送 付を受ける ことについ て)	<b>2</b> 1	国土交通大臣は、法第126条第2項の規定により、施行者である市町村に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、市町村施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った市町村施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。
<55 <sup>(1)</sup> >	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること(56①において準用する51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) ※56①において準用						事後報告 (図書の送 付を受ける ことについ て)	<b>2</b> 1	国土交通大臣は、法第126条第2項の規定により、施行者である市町村に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、市町村施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った市町村施行事業の認可につき、把握する必要がある。 なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。
58①	施行規程及び事業計画の 認可等(地方住宅供給公社 に係るもの)						事後報告	21	国土交通大臣は、本項の事務が広域実施体制に移譲された場合、地方住宅供給公社がした処分に対する再審査請求の審査を行うことが想定されるため、広域実施体制が行った地方住宅供給公社施行事業の認可につき、把握する必要がある。

						権限移譲後				
条項	事務内容	事務の区分(法定受託事務か自治事務か)				大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由	
124①	報告徴収、勧告等	<del>自治</del> 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため						
126① ②	処分の取消、変更、停止等	<del>自治</del> 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため		国においてその処理を特に確保する 必要があるため ※独立行政法人都市再生機構に対す る是正の要求については様式3				

個表番号: 2-26

法令名: 都市計画法(S43法100)

					権限移譲後				
条項	事務内容	事務の	)区分(治	は定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
⑥、60 ①、60の	都市計画事業を施行することの認可等 (国が施行する都市計画事業を除く)	会定町道一託施業務。会議所ではからはおります。	(1)	県による都市計画事業は、「市町村な場合をの他特別な事情のあることがあり、国が認可することがあり、国が認可することにの判断も含め、国が認可するものであるである。として有事をない、市町国のの統一できるものとり、当該国の担を本に、方はなり、自体のである。また、はなく県とされる利国が特別のある。またには必要とされる利国が特別のある。またには必要といる。といるとはなるようでは必要といる。といるのである。またのであるものである。またでは必要とされる利国のである。といるのであるものであるものである。といるのののである。といるのののである。といるののののである。といるのののである。といるののののである。といるのののである。といるのののである。といるのののである。といるのののである。といるののである。といるのである。といるのである。といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、はいるのではないる。はいるのではないる。はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのではないる。はいるのではないる。はいるのではないる。はいるのでは、はいるのではないる。はいるのではないる。はいるのではないる。はいるのではないる。はいるのではないる。はいるのではないる。はいるのではないる。はいるのではないる。はいるのではないる。はいるのではないる。はないる。はいる。はいるのではないる。はないる。はないる。はないる。はないる。はないる。はないる。はないる。			事後報告	21	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、広域的実施体制の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあることから、当該認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、第62条第1項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。
	都市計画事業の認可等の 告示等 (国が施行する都市計画事 業を除く)	会 会 法市都第受 村府号事行 を と し 事事 く。)	(1)	都市計画法第59条第2項の都市計画事業の認可等に付随する事務であり、都市計画事業の認可と同様の整理としてその一部は法定受託事務とする必要がある。			事後報告 (都道明 からの 写しの を受けなる 事務に て)	21	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあることから、当該認可につき、把握する必要がある。 なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。

個表番号: 2-②6 法令名: 都市計画法(S43法100)

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務σ	)区分(流	は定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
63①	事業計画の変更認可 (国が施行する都市計画事 業を除く)	自治 法市町はが定しよ事 が定しよ事務 とし事事ので としま事務 く。)	(1)	都市計画法第59条第2項の都市計 画事業の認可等に付随する事務であ り、都市計画事業の認可と同様の整 理としてその一部は法定受託事務と する必要がある。					
72③	土地等の収用又は使用に 係る告示 (国が施行する都市計画事 業を除く)	自定 は が 定 とし 事務 とし 事務 く。)	(1)	都市計画法第59条第2項の都市計画事業の認可等に付随する事務であり、都市計画事業の認可と同様の整理としてその一部は法定受託事務とする必要がある。					
80①②	国の機関以外の施行者に 対し報告徴収、勧告、助言 等をすること	自定 会 会 会 会 会 会 会 会 会 は が 定 し 事 の る り で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(1)	都市計画法第59条第2項の都市計 画事業の認可等に付随する事務であ り、都市計画事業の認可と同様の整 理としてその一部は法定受託事務と する必要がある。					

個表番号: 2-②6 法令名: 都市計画法(S43法100)

					権限移譲後				
条項	事務内容	事務の	区分(法	<b>と定受託事務か自治事務か</b> )		大臣の並行権限の行使	国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
	許可の取り消し、変更等の 命令等 (国が施行する都市計画事 業を除く)	自治 法市都第二年 法市都第一年 法市第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年	(1)	都市計画法第59条第2項の都市計画事業の認可等に付随する事務であり、都市計画事業の認可と同様の整理としてその一部は法定受託事務とする必要がある。					
82①	立入検査 (国が施行する都市計画事 業を除く)	自治 法市都第二年 はが第三年 はが第三年 はが第三年 はが第三年 は は は は は は は は は は は は に ま に ま に ま に ま	(1)	都市計画法第59条第2項の都市計 画事業の認可等に付随する事務であ り、都市計画事業の認可と同様の整 理としてその一部は法定受託事務と する必要がある。					

個表番号: 2-30

# 法令名: 流通業務市街地の整備に関する法律(S41法110)

	= 75 + ch				権限移譲後					
条項	事務内容	事務の	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使	国の関与			
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由	
43	都道府県又は市町村に対 する技術的援助	自治 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため						
44(2)	必要な措置を講ずべきこと を求めること (施行者:都道府県)	<del>自治</del> 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため		国においてその処理を特に確保する 必要があるため				

個表番号: 2-② 法令名: 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(S39法145)

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務の	70区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分 メルクマール 修正の理由		有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由	
38①	施行者(府県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	<del>自治</del> 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため		国においてその処理を特に確保する 必要があるため			
	施行者に対し報告等を求め、必要な勧告等をすること(府県が施行)	<del>自治</del> 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため					

個表番号: 2-③ 法令名: 新住宅市街地開発法(S38法134)

						権限移譲後				
条項	事務内容	事務の	の区分(対	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与	
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由	
40	新住宅市街地開発事業に 関する技術的援助	<del>自治</del> 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため						
	施行者である都道府県に 対する監督	<del>自治</del> 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため	0	国においてその処理を特に確保する 必要があるため				
42	施行者に対する報告の徴収、勧告等	<del>自治</del> 法定受託		国においてその処理を特に確保する 必要があるため						

個表番号: 2一③ 法令名: 下水道法(S33法79)

					Ħ	権限移譲後			
条項	事務内容	事務の	の区分(法定	受託事務か自治事務か)	大臣(	の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
20279	流域別下水道整備総合計画に係る協議、同意(一の整備局の管内に係るものに限る。)	<del>自治</del> 法定受託	(2)③	本協議は、公共用水域の保全の観点から、国が設定した環境基準の達成を図るためにブロックを超えた視点及び第三者的視点でのチェック及び利害調整機能を担保するものであり、「地方分権推進計画(平成10年5月29日)」のメルクマール(2)③に該当するため。			協議		環境基準を達成し、公共用水域の保全を図るためのブロックを超えた視点及び第三者的視点でのチェック及び利害調整機能を担保する観点から、国による同関与が適当であるため。
20289	流域別下水道整備総合計画に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。)	法定受託	(2)③	本協議は、公共用水域の保全の観点から、国が設定した環境基準の達成を図るためにブロックを超えた視点及び第三者的視点でのチェック機能を担保するものであり、「地方分権推進計画(平成10年5月29日)」のメルクマール(2)③に該当するため。					
4①	公共下水道管理者が策定 する事業計画に係る認可						協議		ブロックを超えた視点及び第三者的視点でのチェック機能を担保する観点から、国による同関与が適当であるため。
42	公共下水道管理者が策定 する事業計画に係る環境 大臣への意見聴取	自治							
	流域下水道管理者が策定 する事業計画に係る認可						協議		ブロックを超えた視点及び第三者的視点でのチェック機能を担保する観点から、国による同関与が適当であるため。

個表番号: 2一③ 法令名: 下水道法(S33法79)

					村	<b>霍限移譲後</b>				
条項	事務内容	事務(	の区分(法定	受託事務か自治事務か)	大臣(	の並行権限の行使	国の関与			
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由	
23073(3)	流域下水道管理者が策定 する事業計画に係る環境 大臣への意見聴取	自治								
37①	指示(下水道管理者)	自治 法定受託		国においてその処理を特に確保 する必要があるため。	0	公共用水域の保全のため、ブロックを超えた広域的視点及び第三者的視点から、迅速に指示が行われる必要があるため。	指示	<del>(I)</del>		

個表番号: 2-40

# 法令名: 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(S33法98)

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務の	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使	国の関与		
		事務の区分	分 メルクマール 修正の理由		有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
	施行者に対し必要な措置を 講ずべきことを求めること (都県が施行)	自治 法定受託		国においてその適正な処理を特に確 保する必要があるため		国においてその適正な処理を特に確 保する必要があるため			
29①	施行者に対する報告等を 求め、必要な勧告等をする こと(府県が施行)	自治 法定受託		国においてその適正な処理を特に確 保する必要があるため					

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
93	都道府県知事から、個人施 行の認可をしたときに、土 地区画整理事業について の図書の送付を受けること						事後報告	21	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあることから、当該認可につき、把握する必要がある。なお、第3次義務付け・枠付けの見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。
21③	都道府県知事から、土地区 画整理組合の設立の認可 をしたとき、土地区画整理 事業についての図書の送 付を受けること						事後報告	21	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第127条の2の規定により、組合施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った組合施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、第3次義務付け・枠付けの見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。
39④	都道府県知事から、土地区 画整理組合の定款変更等 の認可をしたとき、土地区 画整理事業についての図 書の送付を受けること						事後報告	21	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第127条の2の規定により、組合施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った組合施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、第3次義務付け・枠付けの見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
51 <b>0</b> 93	都道府県知事から、区画整理会社が土地区画整理事業を施行する認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること						事後報告	21	国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第127条の2の規定により、土地区画整理会社施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った土地区画整理会社施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、第3次義務付け・枠付けの見直しにおいて、本項の送付は、②イ該当として存置が許容されている。
52①	都道府県が施行する土地 区画整理事業の設計概要 の認可						事後報告	<b>2</b> 1	国土交通大臣は、法第126条第1項の規定により、施行者である都道府県に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、当該事務が広域的実施体制に移譲された場合、都道府県がした処分に対する再審査請求の審査を行うことが想定されるため、広域的実施体制が行った都道府県施行事業の認可につき、把握する必要がある。
55(8)	・都道府県が施行する土地 区画整理事業の設計概要 の認可をした場合、関係市 町村長に図書の写しを送付 すること ・都道府県知事から、市町 村施行の土地区画整理事業の認可をしたときに、に いての図書の送付を受けること						事後報告 (図書の送 付を受ける ことについ て)	21	国土交通大臣は、法第126条第1項の 規定により、施行者である市町村に対 し、是正の要求等を行う立場にあり、ま た、法第127条の2の規定により、市町 村施行事業に関する審査請求につい て都道府県知事が行った裁決に係る 再審査請求の審査を行うことから、都 道府県知事が行った市町村施行事業 の認可につき、把握する必要がある。 なお、第3次義務付け・枠付けの見直し において、本項の送付は、②イ該当と して存置が許容されている。

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
55①	都道府県が施行する土地 区画整理事業の設計概要 の変更認可						事後報告	21	国土交通大臣は、法第126条第1項の 規定により、施行者である都道府県に 対し、是正の要求等を行う立場にあり、 また、当該事務が広域的実施体制に 移譲された場合、都道府県がした処分 に対する再審査請求の審査を行うこと が想定されるため、広域的実施体制が 行った都道府県施行事業の変更認可 につき、把握する必要がある。
71 <i>0</i> 34	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))						事後報告 71の2①	21	国土交通大臣は、当該事務が広域的 実施体制に移譲された場合、地方住 宅供給公社がした処分に対する再審 査請求の審査を行うことが想定される ため、広域的実施体制が行った地方 住宅供給公社施行事業の認可につ き、把握する必要がある。
71Ø3(1) 71Ø3(4) (6)7(8)(1)	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の変更認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))※71の3⑤において準用						事後報告 71の3値	21	国土交通大臣は、当該事務が広域的 実施体制に移譲された場合、地方住 宅供給公社がした処分に対する再審 査請求の審査を行うことが想定される ため、広域的実施体制が行った地方 住宅供給公社施行事業の変更認可に つき、把握する必要がある。
75	都道府県知事等から土地 区画整理事業に関し専門 的知識を有する職員の技術 的援助の請求を受けること	自治 法定受託		事業の円滑・適正な施行のため施行者に対し技術的援助をすることは、法を所管する国土交通大臣が本来果たすべき役割であり、その適正な処理を特に確保する必要があるため。					

			権限移譲後									
条項	条項 事務内容		の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使	国の関与					
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由			
123(	土地区画整理事業に関す る報告徴収、勧告等	自治 法定受託		国においてその処理を特に確保する必 要があるため。								

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務の	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
18①	事業認定申請書の提出を 受けること	<del>自治</del> 法定受託	(1)	第20条の欄参照。					
19①②	事業認定申請書の欠陥の 補正及び却下	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上					
20	事業の認定 (17①I,IIIに掲げる事業)	自治 生定 法定受託	(1)	国土交通大臣が認定を行っている国・県の事業等は、その公益性が国の利害にも重大な関係があることから、適正な処理を特に確保する必要があるため、広域的実施体制が認定する場合においては、法定受託事務とする必要がある。なお、事業の認定に付随する事務である18①、19①②、21①②、22、23①②、24①③、25②、25の2①、26①~③、260②①、28、32①②、33、125①、131の2(各条項につき、138において準用するものを含む)の事務についても、事業の認定に関する処分権限の移譲と同様の扱いとする。			直接執行	限の行使イ	現行の土地収用法第27条は、事業の認定に関する処分を行う機関の特例として、都道府県知事が①事業の認定を拒否した場合、②一定期間内に事業の認定に関する処分を行わない場合に、起業者の申請により、国土交通大臣が都道府県知事に代わって、当該処分を行うことを定めた規定であり、広域的実施体制についても同様の規定を設ける必要がある。
21①②	土地の管理者及び関係行 政機関の意見の聴取	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上					
22	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上					
23①②	事業認定に係る公聴会の 開催	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上					
24①③	事業認定申請書の送付及 び縦覧	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上					
25②	利害関係人の意見書の送 付を受けること等	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上					

			権限移譲後									
条項	事務内容	事務	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与			
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由			
25の2①	社会資本整備審議会等の 意見の聴取	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上								
26①~③	事業の認定の告示	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上			事後報告	21	国土交通大臣は、土地収用法の規定により、広域的実施体制の行った事業の認定につき、適正な処理を確保するため、当該体制が行った事業認定につき把握する必要がある。			
26の2①	起業地を表示する図面の 長期縦覧	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上								
28	事業の認定の拒否	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上								
32①②	手続の保留の申立書の提 出を受けること及び欠陥の 補正等	法定受託	(1)	同上								
33	手続の保留の告示	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上								
125①	事業の認定を申請する者 から手数料納付を受けること	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上								
131の2	事業の認定又は収用委員 会の裁決の手続の省略	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上								

		権限移譲後								
条項	事務内容	事務	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与	
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由	
⟨18①⟩	権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業認定申請 書の提出を受けること※ 138において準用	<del>自治</del> 法定受託	(1)	第138条において準用する第20条の 欄参照。						
⟨19①②⟩	権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業認定申請 書の欠陥の補正及び却下 ※138において準用	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上						
⟨20⟩	権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業の認定(17 ①I,IIに掲げる事業)※138 において準用		(1)	国土交通大臣が認定を行っている国・県の事業等は、その公益性が国の利害にも重大な関係があることから、適正な処理を特に確保する必要があるため、広域的実施体制が認定する場合においては、法定受託事務とする必要がある。なお、事業の認定に付随する事務である18①、19①②、21①②、22、23①②、24①③、25②、25の2①、26①~③、26の2①、28、32①②、33、125①、131の2(各条項につき、138において準用するものを含む)の事務についても、事業の認定に関する処分権限の移譲と同様の扱いとする。			直接執行	限の行使イ	現行の土地収用法第27条は、事業の認定に関する処分を行う機関の特例として、都道府県知事が①事業の認定を拒否した場合、②一定期間内に事業の認定に関する処分を行わない場合に、起業者の申請により、国土交通大臣が都道府県知事に代わって、当該処分を行うことを定めた規定であり、広域的実施体制についても同様の規定を設ける必要がある。	
⟨21①②⟩	権利、物件及び土砂石れき 等の管理者及び関係行政 機関の意見の聴取※138に おいて準用	<del>自治</del>	(1)	同上						
⟨22⟩	専門的学識及び経験を有 する者の意見の聴取※138 において準用	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上						

						権限移譲後			
条項	事務内容	事務	の区分(	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
⟨23①②⟩	権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業認定に係 る公聴会の開催※138にお いて準用	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上					
⟨24①③⟩	権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業認定申請 書の送付及び縦覧※138に おいて準用	<del>自治</del>	(1)	同上					
⟨25②⟩	利害関係人の意見書の送 付を受けること等※138に おいて準用	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上					
〈25の2 ①〉	社会資本整備審議会等の 意見の聴取※138において 準用	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上					
⟨26①∼ ③⟩	権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業の認定の 告示※138において準用	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上			事後報告	<b>2</b>	国土交通大臣は、土地収用法の規定により、広域的実施体制の行った事業の認定につき、適正な処理を確保するため、当該体制が行った事業認定につき把握する必要がある。
〈26の2 ①〉	権利、物件及び土砂石れき 等を表示する図面の長期 縦覧※138において準用	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上					

	事務内容		権限移譲後								
条項		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)				大臣の並行権限の行使	国の関与				
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由		
⟨28⟩	権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業の認定の 拒否※138において準用	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上							
	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等※138において準用	法定受託	(1)	同上							
	権利、物件及び土砂石れき の収用等の手続の保留の 告示※138において準用	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上							
<b>⟨125①⟩</b>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること※138において準用	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上							
	権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業の認定又 は収用委員会の裁決の手 続の省略※138において準 用	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上							

### 個表番号:

# 法令名: 東日本大震災復興特別区域法(H23法122)

	事務内容		権限移譲後								
条項		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)				大臣の並行権限の行使	国の関与				
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由		
49⑤	協議を受け、同意すること (復興整備計画への都市計 画法第59条第1項及び第2 項の認可に関する事項の 記載に係る同意)	自治 会定町道一託で事事く。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(1)	県による都市計画事業は、「市町村が施行することが困難又は不適当な場合」のおるるとが困難又は不適当なられての他特別な事情のある場合」の判断も含め、国が認可することに当まるものであり、当該同様として、国の認可はある。また、国の経治の基本に関かるもの性質を有事情」とはさるもり、があるまたは必要と国の利能保にがっては、とは、のよいである。または必要と国の利能保にがっては、といるとはである。とはである。とはである。とはである。とはである。とはである。とはである。とはである。または必要と国の利能保にがっては、とのの当時になる。といては、といては、といては、といては、といては、といては、といては、といては、							

個表番号: 3-④ 法令名: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(H18法91)

		権限移譲後								
条項	事務内容	事務の区分(法定受託事務か自治事務か)				大臣の並行権限の行使	国の関与			
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由	
92	旅客施設の建設等に係る 届出の受理	<del>自治</del> 法定受託	(2)③	当該事務は、国の基本方針に基づき国策として進めているバリアフリー促進のための施策の一環であり、法定受託事務のメルクマールのうち、「根幹的部分を国が直接執行している事務のうち、国が定める環境基準を補完する事務」に類似するものであることから、国が定める基準を補完する事務として、法定受託事務とすることが適当である。						
93	旅客施設に関し必要な措置を取るべきことの命令	<del>自治</del> 法定受託	(2)③	同上						
	移動等円滑化基本構想に 対する助言	<del>自治</del> 法定受託	(2)③	同上						
	公共交通特定事業計画の 認定等	<del>自治</del> 法定受託	(2)③	同上						
3823	公共交通特定事業の実施 要請に応じない旨の通知 の受理及び実施すべき旨 の勧告	<del>自治</del> 法定受託	(2)(3)	同上						
38④	移動等円滑化のために必 要な措置を取るべき旨の命 令	<del>自治</del> 法定受託	(2)③	同上						
53①	公共交通事業者等に対す る報告の徴収、立入検査 等	<del>自治</del> 法定受託	(2)③	同上						

個表番号: 3-⑥ 法令名: 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(H17法85)

		権限移譲後									
条項	事務内容	事務	の区分()	法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使			国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由		
4135	総合効率化計画の認定等 (*)	<del>自治</del> 法定受託	(1)	総合効率化計画が認定されることで本来個別法に基づき国に対して行う手続きが不要となる特例が受けられる点で、計画の認定手続きは国が行う事務を代替する性質を持つことから、法定受託事務とすることが適当である。			<del>事後報告</del> 同意	<del>6①</del>	本法には倉庫業法等に係る特例措置 が設けられており、国の事前同意が無 い場合、各業法において全国統一した 運用が困難になり、各事業者の事業 活動に支障が及ぶ可能性があるた め。		
5①②	総合効率化計画の変更の 認定、取り消し(*)	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上			<del>事後報告</del> 同意	<del>61</del>	同上		
21	認定総合効率化事業者に対する報告徴収(*)	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上							
467	総合効率化計画の認定に 係る港湾管理者との協議 等(*)	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上							
⟨4⑥⑦⟩	総合効率化計画の変更に 係る港湾管理者との協議 等※5③において準用(*)	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上							
62	港湾管理者から港湾流通 拠点地区を指定したときに 通知を受けること等	<del>自治</del> 法定受託	(1)	同上							

<sup>(\*)</sup>港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る